粗大ごみリユース品譲渡に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)が処分する粗大ごみの中で、 再使用できる粗大ごみ(以下「リユース品」という。)を生活困窮者等に無償 で譲渡する業務に関し、資源循環部ごみ総合相談センター(以下、「ごみ総合 相談センター」という。)の事務処理について、必要事項を定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 関係所管 福祉部及び子ども家庭部
 - (2) 生活困窮者 生活保護受給者やひとり親家庭など、生活するうえで家具等の購入が困難である市民

(申込み)

第3条 リユース品は、生活困窮者から相談を受ける中で、関係所管の職員がリユース品を必要と判断した場合、ごみ総合相談センターから発信するリユースリストから選別し、関係所管からごみ総合相談センターへ申込む。

(申込みの限度)

第4条 リユース品を受取りのできる申込み数は、1世帯あたり5品までとする。

(運搬)

第5条 リユース品の運搬については、原則申込者本人が行うものであるが、ごみ総合相談センター所長が特別な事情があると認めた場合は市で運搬を行うことができる。

(受け渡し)

第6条 リユース品の受け渡し時に、リユース品受領書(別紙)に住所、氏名を 署名したものを受領しリユース品を譲渡する。

(禁止行為)

- 第7条 リユース品を譲渡するにあたり、各号に該当する行為は禁止の旨を説明する。
 - (1) 転売及び譲渡の禁止
 - (2) 不法投棄の禁止

(処分)

第8条 リユース品の受領者が、リユース品の処分を行う場合は、市の粗大ごみ処理 等を利用して、適正に処分するよう指導する。

(定めのない事項)

第9条 この要綱に定めのない事項は、ごみ総合相談センター所長が定める。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)9月1日から適用する。

八王子市長 殿

リユース品受領書

私は、八王子市より下記のリユース品を受取りました。受取ったリユース品に ついては、注意事項に同意し遵守します。

記

【リユース品】

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

【注意事項】

- ・リユース品の転売及び譲渡禁止。
- ・リユース品の不法投棄禁止。
- ・リユース品の廃棄時は市の処理方法に準じて適正に処分すること。
- ・譲渡品の機能・品質、その他の動作保証等について、八王子市は一切の責任を 負いません。

令和 年 月 日

住所:

氏名: 印

(自署の場合は押印不要)